

令和5年度

事業計画書

社会福祉法人 やまなみ会

阿蘇総合支援センター黒川・内牧事業所、ふわりの杜

- ・らいふパートナー（一般・特定・児童相談支援）
- ・らいふサポート（生計困難者レスキュー）
- ・へきすい元気っ子クラブ（放課後児童健全育成）
- ・児童発達支援センターきらり（障がい児通所：未就学児）
- ・のびのびハウス（障がい児通所：就学児）
- ・ふわり（阿蘇・菊池児童家庭支援センター）
- ・地域食堂

目 次

1	はじめに	・・・・・・・・ 1 ページ
2	施設理念	
3	運営方針	
4	重点項目	・・・・・・・・ 2
5	個別事業計画	・・・・・・・・ 3
	（1）らいふパートナー	・・・・・・・・ 3
	（2）らいふサポート	・・・・・・・・ 5
	（3）へきすい元気っ子クラブ	・・・・・・・・ 5
	（4）児童発達支援センターきらり	・・・・・・・・ 6
	（5）のびのびハウス	・・・・・・・・ 11
	（6）ふわり	・・・・・・・・ 13
	（7）地域食堂	・・・・・・・・ 13

1. はじめに

少子・高齢化や核家族化の進展、地域住民相互のつながりの希薄化など、地域や家族を取り巻く環境が大きく変化する中で、誰もが安心して暮らせるよう、相談支援事業を中心にそれぞれのライフステージに応じた支援をめざし、日々取り組んでいます。

近年、発達障害児が増加傾向にあり、「児童発達支援センターきらり」、「放課後等デイサービスのびのびハウス」、「阿蘇地域療育センター」、「巡回支援専門員整備事業」其々の更なるスキルアップが求められます。行政・各関係機関等と連携を図りながら、阿蘇圏域の療育環境の充実に向け取り組んでまいります。

2. 施設理念

「共に支え、共に生きる」をめざすために、阿蘇総合支援センター職員は、以下のスローガンを掲げる事で、ご利用者様に安心・安全に施設の利用や相談をして頂くことが出来、職員が自信や誇りを持って日々の業務を遂行して行く事を目指します。

スローガン

「笑 顔」：人と人をつなぐ第一歩として、また、自らも幸せを感じる事が出来るために笑顔を忘れない。

「清潔感」：施設的环境や関わる人の第一印象が魅力に繋がり信頼関係を作り出す。いつも清潔な身だしなみに気を配る。

「挨拶」：人とコミュニケーションをとる「きっかけ」。心温まる人間関係を築くことを意識して挨拶をする。

「連携」：施設内、法人内、関係機関の間で、いつでもすぐに連携できる仕組みづくりにより、『人をサポートする』という共通の目的に向かって取り組む。

「心くばり」：周囲の人や出来事に関心を持ち、心くばりをする事で、『信頼』を得る事が出来る。

3. 運営方針

阿蘇総合支援センターは、障がいの有無に関わらず、子供から大人まで相談に対応していくことができる総合支援センターとして、地域に根差していくために、関係機関との連携を図ると共に、常に専門職としてのスキルアップに努めていきます。また、各事業を通してそれぞれの利用者のニーズに応じた支援が図られる事で、その人がその人らしく暮らすことが出来る支援の提供を目指していきます。

4. 重点項目

(1) 虐待防止への対応

障害者虐待防止法の施行に伴い、国や地方公共団体、障害者福祉施設従事者

等、使用者などに障害者虐待の防止等のための責務を課すとともに、障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者に対する通報義務が課せられています。

障害者の虐待防止に関する取り組みは、障害者の人権の尊重や権利擁護の具現化につながることのみならず、利用者に安心と安全を提供するサービスの質の向上という観点からも大変重要です。

阿蘇総合支援センターにおきましては、全職員に向けた内部研修会を実施すると共に、各専門分野で開催される外部研修会に参加し、虐待に気づき、通告の義務を怠らないことは勿論、虐待の未然防止についても対策を講じていきます。

(2) 個人情報の保護

法人の個人情報保護規程に基づき、守秘義務を順守します。また、保護者その他関係機関から情報の開示要望があった場合は、マニュアルに則って情報公開を行います。また、施設内保管状況の確認点検を行い法人文書管理規定に沿って適切に保管を行い、非常時の取り扱い、施設外への持ち出しの禁止等徹底します。

(3) 地域貢献

地域の中で必要とされる支援について行政、医療、福祉、教育、地域住民と協働し、ニーズの把握やそれに伴う事業開発、社会資源の発掘等に尽力します。また当センターとしても、制度の谷間で公的支援を受けられない方々への支援等を行い、住み慣れた地域で生活し続けられるよう、地域貢献活動に努めます。

(4) 安全・衛生

安心・安全に施設利用して頂ける（緊急時対応及び事故防止マニュアル、衛生管理マニュアル）ことで、支援課題に真摯に向き合う事が出来、成果や効果が望めると共に、利用時の満足度に繋がるよう努めます。

(5) 経営の安定性

経営が安定するということは、サービスの提供が安定して行われることです。そのためには、各事業に於いて積極的に相談を受ける中で、利用ニーズに気づき、事業者としてタイムリーに対応していくことが肝要です。また、事業所としてご利用者の信頼にこたえるために、職員のスキルアップに努めると共に、地域に根差したセンターとなるよう関係機関との連携を深めていきます。

(6) 苦情解決

利用者様またはそのご家族からの苦情や要望・意見に、迅速に対応するために苦情解決受付及び苦情解決責任者を定めるとともに、毎月のセンター会議（緊急性のあるものは随時）で検討・改善を行います。（苦情解決マニュアル）

5. 個別事業計画

(1) らいふパートナー（一般・特定・児童相談支援事業）

ア 一般相談支援事業

(ア) 阿蘇市・産山村委託相談支援事業

a 基本方針

阿蘇市・産山村に居住する障がいのある者（児）の相談に応じ、安心して地域生活を送っていただけるよう、定期的に訪問することによって必要な情報の提供及び助言を行います。また、障害福祉サービス事業者や医療・保健・福祉等との連絡調整を行いながら地域ネットワーク体制の構築に寄与します。

b 重点的取組

- ・利用者の人権やプライバシーを尊重しながら自己決定を支援するとともに、それぞれの地域の実情に応じた生活支援体制構築に努めます。
- ・制度の狭間で相談支援に結びついていない方々に対しても様々な相談に応じ、関係機関と連携を図りながらそれぞれのライフステージにあった支援を行っていきます。
- ・社会福祉協議会や民生児童委員をはじめ地域の支援者との連携を図りながら対象者が住み慣れた地域で暮らしていけるよう支援していきます。

c 利用見込み(年間)

相談利用登録者	相談支援延べ件数
44名	900件

(イ) 住宅入居等支援事業

a 基本方針

賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害者に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障害者の地域生活を支援します。

b 重点的取組

- ・地域移行支援・地域定着支援事業との連携を図ります。
- ・移行に於いて支給量、支給期間の確認を行い途切れない支援を目指します。

(ウ) 地域移行・地域定着支援事業

a 基本方針

障がいのある方が、住み慣れた地域を拠点とし、本人の意向に即して、本人が安心・充実した地域生活を送ることが出来るよう移行支援します。また、関係機関との十分な連携による地域の支援体制の構築を図り、緊急時の対応等により、地域生活が継続されるための支援を行います。

b 重点的取組

- ・退所や退院において、住宅確保や地域で生活するために必要な支援ができるよう、関係機関との連携を図り、地域移行に向けての支援体制を整

えていきます。

- ・居宅において単身等で生活している障害者の常時の連絡体制を確保し、緊急事態等に相談、訪問等必要な支援を行うことにより、安心した生活を支えていきます。

イ 特定相談支援事業・児童相談支援事業

a 基本方針

十分なアセスメントを行い、ニーズに沿った、ご利用者中心の計画となるよう支援します。また、家族は基より地域や関係機関と連携し、みんなで支える計画となるよう支援します。また、ご本人や保護者同意の上、相談支援事業所と福祉サービス事業所・医療機関等と課題を共有することにより、一体的な支援が出来るよう円滑な連携体制の構築に努めます。

b 重点的取組

- ・確実なプラン管理（サービス等利用計画・更新、モニタリング）を行います。
- ・サービス担当者会議を開催することにより、本人、家族、地域やサービス事業所の情報共有を行い、本人の望む生活に向け、一体的な支援体制を創っていきます。
- ・一般相談支援事業、療育センター事業との連携を図りながら相談者のニーズを的確に把握することにより、早期対応につなげていきます。
- ・各種研修会・連絡会等で職員のスキルアップや、多職種連携の強化を図り、ご利用者様の多様化するニーズに対応できるケアマネジメント手法を習得します。
- ・相談支援事業所の定例会（1回/週）を開催し困難事例の検討や適切なサービス提供への協議を行い、利用者の意向に沿った生活をサポート出来るよう努めます。
- ・行政、関係機関等と連携し、地域の障害者の緊急時の対応など地域生活支援拠点等整備事業の充実に努めます。

ウ 利用見込み（契約者数： 特定相談 150名 児童相談 220名）

	新規	更新	モニタリング
特定相談件数	5	100	170
児童相談件数	36	220	256

エ 研修計画

施設外	施設内
・阿蘇圏域相談支援事業連絡協議会 (5月・8月・11月・2月)	計画作成(適宜)
・熊本県精神保健福祉センター研修 年3回程度	虐待(12月)
・熊本県県北ブロック研修会 年2回	服務規程(適宜)
・相談支援専門員現任研修 年1回	アセスメントについて
・熊本県障害者相談支援事業研修 年2回	
・医療的ケア児等コーディネーター養成研修 年1回	
・強度行動障害支援者養成(適宜)	

(2) らいふサポート(生計困難者レスキュー事業)

ア 基本方針・重点的取組

社会福祉法人の社会貢献活動として、生計困難者への心理的不安軽減や公的制度、サービス等への橋渡しを目的として、生計困難者に対する相談、支援事業を実施します。

制度の狭間の諸問題や生計困難者の新たな福祉課題に対し柔軟に対応し、地域のセーフティネットの役割を担い、阿蘇市社協、阿蘇市生活相談センター等と連携して、経済的援助を含めた即応性のある対応を図るとともに継続的な支援を行います。

イ 研修計画

時期	内容
随時	CSW初任者研修、CSWフォローアップ研修

(3) へきすい元気っ子クラブ(放課後児童健全育成事業)

ア 基本方針

保護者が労働等で昼間家庭にいない小学校児童に対し、授業終了後に、学校の余裕教室等を利用して、適切な遊びや生活の場を確保し、その健全な育成の指導・援助を行います。

なお、実地場所は阿蘇小学校体育館からふわりの杜(阿蘇市黒川1506-1)へ令和5年3月16日から移設しています。

イ 重点的取組

保護者と密接な連携をとり、子どもの様子を日常的に伝え、情報を共有することにより、保護者が安心して、子育てと仕事等を両立できるように支援します。また、学校等の関係機関と連携し、子どもの生活の基盤である家庭での養育支援にも繋げていきます。

(ア) 地域交流活動の充実

- ・長期休みを有効活用し、消防署・警察署見学、地域の保育園との交流などを通し、地域との連携を図ります。

(イ) 情報発信

- ・年に3回程度、学童保育の様子を伝えるお便り(へきすい元気っ子クラブ)を写真入りで発行し、保護者の安心安全に対する不安感の払拭を図る。

(ウ) おやつ充実

- ・毎日提供しているおやつ以外にも、月に1回、工夫を凝らしたスペシャルおやつを提供し、楽しみながら食べ物を大切にする気持ちを育みます。

ウ 利用見込み

小学校学年	平日・長期(通年)	長期のみ	夏休みのみ	合計
新一年生人数	8	6	0	14
新規人数	0	0	0	0
在籍生人数	23	16	6	45
合計人数	31	22	6	59

エ 行事計画

月	内 容	月	内 容
4	・入所式	12	・お誕生会 ・冬休みレクレーション
7	・お誕生会、防災訓練	3	・春休みレクレーション
8	・夏休みレクレーション	3	・退所式

オ 研修計画・関係機関会議等

月	研修	関係機関会議等
4	放課後児童健全育成事業 担当者会議(以後随時) 指導員会議(以下毎月) 学童クラブ合同研修会	阿蘇市役所福祉課、阿蘇市内学童保育事業所 学童職員 阿蘇市内4事業所持ち回りで自主開催(時期未定)
9	放課後児童支援員資格研修	熊本県健康福祉部
	放課後子ども総合プラン 推進会議	阿蘇市教育委員会、阿蘇市内小学校長等 (時期未定)
11	放課後児童支援員資格研修	熊本県健康福祉部

(4) 児童発達支援センターきらり

【児童発達支援：保育所等訪問支援】

ア 基本方針

身辺自立を基本におき、それぞれの特性に合った日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行うと共に、家族や関係機関との連携を密にし、切れ目のない支援を目指します。また、研修等に積極的に参加し、発達の理解や捉え方について深め、自己研鑽と子どもの発達の基盤となる保護者への支援に努めます。又、児童発達支援センターとして受給者証を持たない困りを持った子どもと保護者の療育体験や相談に応じます。

イ 重点的取組

(ア) 身辺自立を通じた支援の充実

身辺自立(食事、排せつ、衣服の着脱など)の支援を行うことで、将来

自立に向けて力を付ける事や親が「待つ、ほめる、認める、ゆずらない」といった子どもへの関わり方を一緒に考える場になるよう支援します。

又、スタッフのスキルアップに向けた施設内研修を行い適切な支援を目指します。

(イ) 感覚統合活動の充実

子どもの特性を理解し、友達と一緒にあそびや活動を楽しめるための力を伸ばしながら社会性や協応性が育つよう支援します。また、個別の支援により、遊具を用いて手足や腕の筋力をつけ、バランス感覚や体幹を鍛えます。阿蘇温泉病院と連携し、作業療法士、理学療法士、言語聴覚士等の支援を受け、より専門的なプログラムの提供を目指すと共に、保護者向け研修会等の実施とスタッフの資質の向上に努めます。

(ウ) 心理士による専門的な支援の充実

適切な支援を行うために、子どもの状態把握やご家族等に対する相談支援を行うと共に、必要に応じ発達検査等にも対応していきます。また、スタッフのスキルアップに向けた研修を行い、発達障害について理解を深め、充実した支援を目指します。

(エ) 個別療育への積極的な取組み

家族からの相談に対する適切な助言や、保護者に寄り添いながら提供する支援の内容をともに考え、子どもの発達に沿った支援を行います。また、子どもの状況を保護者と伝え合い、課題について整理し、生活の場に関わる支援の方法について、一緒に考え共通理解と共有に努めます。

(カ) 保育所等訪問支援への積極的な取組み

地域の保育所や幼稚園等に通園中の子どもさんに対し、本人の発達の状況や障害の特性、児童発達支援センターで行う支援内容、子どもへの対応方法等について、園の先生方と情報を共有しながら相互理解を図り、適切な助言や支援の充実に努めます。

(キ) 親子療育体験の場「親子ひろばタッチ」

子育てに不安や困りがある保護者とその子を対象に、活動の場を提供し療育の体験を通して、子どもへの関わりについて理解を深められるよう努めます。

(ク) 阿蘇圏域通所支援事業所連絡会を行い、事業所等の交流の場や関係機関と事業所と連携を図り、阿蘇圏域の地域療育の資質向上を目指します。

(ケ) 新規障がい児通所支援事業所見学研修等への受け入れを行い、療育の提供や基本的な支援の提供等、地域の療育スキル向上を目指します。

ウ 利用見込み

未就学児人数	25名
--------	-----

エ 活動計画

月	主な活動	家族療育	遊びの広場	行事、その他
4	土に親しもう	花植え	第1土曜日(午前) サーキット	避難訓練
5	交流を深めよう	遠足	第1土曜日(午前) シャボン玉	健康診断、避難訓練
6	ゲームを楽しもう	室内親子ゲーム	第1土曜日(午前) ちぎり絵	避難訓練
7	水遊びを楽しもう	浮くおもちゃを作ろう	第1土曜日(午前) 親子遊び	ミニ夏祭り(お店屋 さん) 避難訓練
8	水遊びを楽しもう	かき氷を作ってみよう	第1土曜日(午前) 水遊び	避難訓練
9	買い物を楽しもう	駄菓子屋さんへ行こう	第1土曜日(午前) ボーリング	避難訓練
10	固定遊具を楽しもう	公園に行こう	第1土曜日(午前) 絵画	避難訓練
11	秋の自然を見つけよう	落ち葉や木の実で製作	第1土曜日(午前) サーキット	健康診断、 のびのび見学会及び交流会
12	身体を動かして遊ぼう	リース、年賀状製作	第1土曜日(午前) 感触遊び	クリスマス会 避難訓練
1	お正月遊びを楽しもう、年長児 グループ(1年生の練習をし よう) 第二土曜	クッキング	第1土曜日(午前) カルタ取り	避難訓練
2	鬼ごっこ遊びを楽しもう、年長 児グループ(1年生の練習をし よう) 第二土曜	親子遊び	第1土曜日(午前) 毛布で遊ぼう	のびのびハウス体験 会 避難訓練
3	お雛様製作ともうすぐ一 年生	クッキングとお別れ会	第1土曜日(午前) オモチャを作ろう	お別れ会、避難訓練

オ 研修計画

月	内容	備考	通所支援事業所連絡会
4	身辺自立について	児童発達支援センター きらり	
5	事例を通して①	心理士	
	感染症予防について「おたふくかぜ」 『夜尿』について	阿蘇医療センター 嘱託医	
6	事例を通して②	心理士	第1回連絡会
7	感覚統合「運動と姿勢について」	阿蘇温泉病院 (PT, OT)	
8	「吃音、不明瞭さや言葉が少ない児について」 事例を通して①	阿蘇温泉病院 (ST)	
10	歯磨きについて	阿蘇医療センター嘱託医、阿蘇き ずな歯科医	
	感覚統合 『運動企画力について』	阿蘇温泉病院 (PT, OT)	
11	サポートブックについて(保護者)	児童発達支援センター	第2回連絡会
12	防災について	防火管理者	
	身体拘束、虐待防止について	阿蘇総合支援センター所長	
1	感覚統合 事例検討①	阿蘇温泉病院 (PT, OT)	
2	服務規律について	阿蘇総合支援センター所長	
※	強度行動障害支援者養成研修受講、地域療育センター開催研修への参加、外部研 修参加		

【阿蘇圏域地域療育センター】

ア 基本方針

在宅の重症心身障がい児（者）、知的障がい児（者）、身体障がい児（者）発達障がい児、障がいの疑いがある児童及びその家族等（以下「在宅障がい児（者）及びその疑いが有る児等」という。）に対して、身近な地域で療育指導、相談支援等が受けられる療育機能の充実を図り、在宅障がい児（者）及びその疑いが有る児等の福祉の向上を図ります。

イ 重点的取組

- ・療育が必要と認められる幼児、児童等の早期発見や早期の療育利用に結びつくよう市町村・関係機関等との連携を図っていきます。
- ・発達障がい児等の保護者を対象とするペアレントトレーニング及び茶話会を実施し、効果的に保護者を支えていきます。併せて、ペアレントメンターコーディネーターとして、ペアレントメンター養成及び圏域での活用にも努めていきます。
- ・医療的ケア児等コーディネーターの役割はもとより、医療的ケア児が阿蘇圏域で希望する生活が続けられるよう、関係機関と連携しながら体制づくりを検討していきます。
- ・保育園、幼稚園等で支援にあたる職員を対象とした研修会を開催し保育士等の発達障がいの理解及び支援のスキルアップを図るとともに、この研修を元に園全体での支援の学びやケース検討の場の体制づくりに関わることで、地域全体の療育スキルの向上をめざします。

1、施設支援事業

- ① 困難事例への相談対応やケース検討会への参加
- ② 新規障がい児通所支援事業所研修等へのサポート
- ③ 児童発達支援センターと連携し阿蘇圏域通所支援事業所連絡会の開催

2、児童発達支援センター等機能強化事業

【a 基本事業】

- ① 多障がい等対応地域支援事業
 - 《研修会》 関係機関担当者向け
 - 「発達障がいに関する基礎知識 保護者との話し方、伝え方」
 - 「医療的ケア児に関わる地域支援について」
 - 「ペアレントメンター事業研修会」

- ② 早期専門対応地域支援事業
 - 《研修会》 保育園・幼稚園職員向け研修
 - 「発達障がい支援者講座」連続講座

【b 選択事業】

障害が疑われる児童、ハイリスクな児童と家族のサポート事業

《訪問療育》

ご家族の要望に応じ、家庭や保育園等を訪問し発達に関する各種の相談、支援を行います。

《外来療育》

- ・お子さまの発達に関する心配や疑問を一緒に考えながら、必要に応じて各種福祉サービスの利用に関する相談や調整等を行います。
- ・個別面談
- ・親子療育体験の場「親子ひろばタッチ」（月1回）
- ・小学校高学年以上18歳未満の児童を対象とした支援「FFFクラブ」（月1回程度）

《保護者向け相談会・講座等》

- ・行政と連携して子育て講座実施のサポート
- ・「学習会 就学を考えよう」小学校就学編
- ・「ペアレントトレーニング」、「フォローアップ研修・茶話会」の実施

3、巡回支援専門員整備事業（市町村からの受託事業）

- ① 困りのある児もその他の児にもわかりやすい環境設定の工夫の支援を行います。
- ② 施設の支援者の発達障がいの特性の理解と個々の児に合った関わり方についての助言を行います。
- ③ 困りのある児の関わり方について園全体で取り組める体制づくりを支援します。
- ④ 施設の支援者が保護者支援に取り組めるよう、子どもの発達状況や行動の様子を客観的に把握し、保護者と共有ができるための手立てについての助言を行います。
- ⑤ 市町村及び関係機関との療育担当者会議への参加
《巡回訪問回数》 阿蘇圏域内 合計163回を予定

4、その他適切な事業運営への取組

- ・市町村及び関係機関と連携し在宅の障害児（者）等及び地域の状況把握に努め、事業計画を策定します。
- ・阿蘇圏域療育ネットワーク会議への参加
- ・阿蘇圏域関係機関による調整会議及び担当者会議への参加

5、その他の事業

- ① 阿蘇郡市特別支援連携協議会
- ② 阿蘇市教育支援委員会

(5) のびのびハウス（放課後等デイサービス：保育所等訪問支援）

ア 基本方針

将来を見据えた身辺自立を中心とした発達支援を行います。また、様々な活動を通して利用児が力を発揮しさらに伸ばせるよう、一人一人に合わせた関わり方や環境設定について検討し支援していきます。その上で、支援の工夫をご家族や学校等に助言していきます。そのためにも、施設外研修への参加・施設内での内部研修の開催を積極的に行い、療育の質の向上・スタッフのスキルアップを図ります。

イ 重点的取組

(ア) 個別支援の充実

a 個別支援計画及び支援内容の共有化

- ・保護者から承諾を頂いた個別支援計画に沿って、具体的な支援内容・方法についてサポートシェア表を作成し、スタッフ間で共有し日々の支援にあたります。
- ・療育活動における個々の目標を各日設定し、ミーティングと振り返りをPDCAサイクルで行い次の支援に繋げていきます。

b 個別療育の強化

- ・毎月土曜・祝日(月2回程度)に個別療育の日を設定し、利用児の将来を見据えた支援について、保護者と共有しながら個々に合った支援方法を提供していき、保護者から必要とされる個別療育を目指します。

c 体験的活動の充実

- ・創作活動、地域生活体験、地域交流活動、自然体験を充実させ、利用児に多くの生活や社会経験の場を提供し、自立力の向上に努めます。

d 小学校高学年以上の児童に特有の課題に向けた療育の取り組み

- ・保護者だけでなく本人との個別面談（進学、将来設計等）、社会人を見据えての生活力を高めるための身辺自立支援、自己肯定感を高めるための支援に力を入れていき、利用児本人に求められる事業所を目指します。

e ニーズに応じた保育所等訪問の実施

- ・保護者のニーズに応じて保育所等訪問を実施し、学校等との情報共有を図ることや療育の方向性の確認を行いながら、事業所の信頼獲得を目指します。

(イ) 情報発信・新規利用獲得

- ・SNS（LINE@）を利用して保護者へ活動の様子などを定期的に発信します。
- ・毎月のお便りを法人ホームページに掲示し、また行政、教育、療育、医療の関係機関に通知することで、支援内容の周知を図り新規利用獲得に

つなげていきます。

ウ 利用見込み

小学校学年	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	中学生	合計
人数	4	8	10	2	9	1	11	45

エ 活動計画

月	創作活動	地域生活体験	地域交流・自然体験	その他
4	パンを作ろう	カドリードミニオンに行こう	花見（バーベキュー）	交通安全教室 防災訓練
5	母の日のプレゼントを作ろう	お城を見に行こう	野菜を植えよう こいのぼりを見に行こう ハイキングに行こう	
6	父の日のプレゼントを作ろう	外食に行こう		防犯訓練
7	七夕飾りを作ろう	工場見学に行こう うぶやま牧場へ行こう	高森湧水トンネルに行こう 河川プールに行こう そうめん流しをしよう	夏祭り
8		水族館へ行こう 料理の材料を買いに行こう	野菜を収穫しよう ブルーベリー狩り 魚のつかみ取り	防災訓練(地震)
9	白玉団子を作ろう 敬老の日のプレゼントを作ろう	電車に乗ろう	野菜を植えよう 果実狩りをしよう	
10	ハロウィンの制作をしよう		芋ほりをしよう 動植物園へ行こう	防犯訓練
11		温泉へ行こう	野菜を植えよう 紅葉狩りに行こう 施設見学（やまなみ会）	きらり交流会
12	クリスマスケーキを作ろう	外食をしよう	クリスマス会	
1	お正月の遊び道具を作ろう	初詣に行こう		どんどや
2	節分製作をしよう バレンタインクッキング	消防署見学に行こう	イチゴ狩りに行こう	防災訓練(火災) きらり児体験
3	ホワイトデークッキング	警察署見学に行こう	ひな人形を見に行こう	きらり児体験

オ 研修計画

- ・熊本県こども総合療育センター 定期支援 年2回 随時支援 随時
- ・熊本県発達障がい支援センターわっふる 「発達障がいの理解」「ケース検討の進め方」 年3回
- ・阿蘇温泉病院 「感覚統合」 年2回
- ・強度行動障害支援者養成研修 基礎・実践
- ・虐待防止について

(6) ふわり (阿蘇・菊池児童家庭支援センター)

ア 基本方針

阿蘇・菊池圏域に居住する児童やその家族及び関係機関等からの相談のうち、専門的な知識及び技術に関する助言を行います。また、市町村、児童相談所、学校、保育所、要保護児童対策協議会等関係機関との連絡調整等を総合的に行い、地域の児童、家庭の福祉の向上に寄与します。

なお、実地場所は総合支援センター内牧事業所からふわりの杜(阿蘇市黒川1506-1)へ令和5年3月16日から移設しています。

イ 重点的取組

① 地域・家庭からの相談に応じる事業

児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行います。また必要に応じ発達検査等にも対応していきます。

② 市町村の求めに応じる事業

市町村からの求めに応じて、技術的助言その他必要な援助を行います。

③ 県又は児童相談所からの受託による指導

施設入所までは要しないが要保護性がある児童、施設を退所後間もない児童など、継続的な指導措置が必要とされた児童および家庭について、指導措置を受託して指導を行います。

④ 関係機関等との連携・連絡調整

児童相談所、市町村、学校、保育所、要保護児童対策地域協議会、児童福祉施設、民生委員等との連絡調整を必要に応じて行います。

(7) 地域食堂

ア 基本方針

阿蘇管内の子ども達が元気ですくすくと育っていけるよう、阿蘇の子ども達の「憩いの場」「交流の場」「体験の場」として地域食堂「あそっこ食堂」を実施します。

イ 重点的取組

令和元年度は実施しましたが、令和2・3・4年度は新型コロナウイルスの影響で休止しました。令和5年度は新型コロナウイルスの状況をみながら実施に向け検討して行きます。